

# クリーンガス証書制度 表現基準

## 1 本基準の位置づけ

本基準は、クリーンガス証書制度に関し、クリーンガス証書制度の利用者およびクリーンガス証書マークの使用を希望する第三者が行う表現やクリーンガス証書マークの使用について示すものであり、クリーンガスの誇大表現や誤解を招く表現を防止する目的で制定する。

認証機関は、自らも本基準を遵守することに加え、自ら発行したクリーンガス証書の保有者に本基準の情報提供を行い、遵守を求めるものとする。

本基準の改定は、スキームオーナーが行うものとする。スキームオーナーは、本基準の使用による法的な責任についていかなる責任も負わず、本基準に従うことが法令遵守につながることを担保するものではない。また、本基準に従わず、かつスキームオーナーからの改善指示にも従わない者に対しては、スキームオーナーの判断により必要な措置を講じるものとする。

なお、クリーンガス証書制度自体の利用については、認証スキーム文書の要求事項を遵守しなければならない。クリーンガス証書制度に関する表現やクリーンガス証書マークの使用についても、認証スキーム文書に反する方法で行ってはならない。

## 2 クリーンガスに関する表現

クリーンガスに関して表現する場合には、認証を受けている対象が明確にわかるような表現を用いることとする。対象の一部だけが設備認定、認証を受けていることをもって、対象のすべてが設備認定、認証されている、または、扱う製品すべてが設備認定、認証されているような表現をしてはならない。

クリーンガス証書の保有者は、証書を他者に移転して以降、その証書に基づく環境価値を有している旨の表現は認められない。なお、環境価値が分離された e-methane、バイオガスについては、「環境価値移転済 e-methane」や「環境価値移転済バイオガス」等、環境価値をもたないことを明示しなければならない。ただし、クリーンガス製造設備自体について「この設備は、認証機関（機関名を挿入）より設備認定された製造設備です」「この設備は、地球環境に優しい製品を製造する設備です」といった表現を行うことは可能とする。

また、クリーンガス製造設備により製造され環境価値が分離された e-methane およびバイオガスをガス事業者等へ売却する際には、その売却先に対して環境価値を第三者に移転させた旨の情報提供を行わなければならない。なお、その売却先も、環境価値が分離された e-methane およびバイオガスについて表現する場合には、「環境価値移転済 e-methane」や「環境価値移転済バイオガス」等、環境価値をもたないことを明示しなければならない。環境価値を第三者に移転させた者が、公的報告制度等において国等に温室効果ガス算定排出量の報告書等を提出する必要がある場合には、備考として環境価値を第三者に移転させた旨の記載に努めるものとする。証書を保有していることに基づき環境価値について表現する場合には、クリーンガス証書マークおよびその証書を発行した認証機関（正式名称でなくとも、認証機関が独自に定めた自らを特定可能な認証機関マークがある場合は、その認証機関マークでも可。以下同じ）と保有するクリーンガス相当量を明確に示した説明文を示さなければならない。また、クリーンガス証書の信頼性向上のため、説明文には、当該クリーンガス（証書）をいつ、だれが、どこで、どの程度、どのような目的で使用したかが記載されることが望ましいが、充当先でのクリーンガス証書マークおよびその証書を発行した認証機関の表示が著しく困難な場合（第三者の商標権侵

害が懸念される場合等)、または表示場所の制限等により十分な説明文の掲載が困難な場合には、自らのホームページ等に必ずクリーンガス証書の充当時期・充当先・充当量を明記した詳細情報を掲載し、第三者が容易に確認可能となるよう必要な措置を講じなければならない。

ただし、例外として、広告媒体物として名刺を用いる場合には、説明文の掲載が著しく困難であることから、クリーンガス証書情報の記載なしでクリーンガス証書マークとその証書を発行した認証機関の両者もしくは一方のみを使用できるものとする。その場合は、自らのホームページ等に詳細情報を掲示し、第三者が容易に確認可能となるよう必要な措置を講じなければならない。

### 3 クリーンガス証書が有する環境価値の利用の考え方

ガス消費量への充当にかかわる表現をした場合や、CO<sub>2</sub>排出削減にかかわる表現をした場合には、クリーンガス証書が有する環境価値を利用したとみなされる。いずれの場合も、表現に際しては期間および充当先を明示しなければならない。

なお、契約量のみ表現した場合は、クリーンガス証書の環境価値を利用したとはみなさない。以下に、具体的な表現可能な一例を示す。

#### 【事業所等の使用ガス量にクリーンガスの価値を充当することを表現する場合】

- 当社が○○年度に本社ビルにて使用した都市ガス量の○%（△△MJ）はクリーンガスです。
- 当社が○○年度に本社ビルにて使用した都市ガス量は1,000MJのため、1,000MJのクリーンガス証書にて使用した都市ガスのCO<sub>2</sub>排出量を全量オフセットしています。

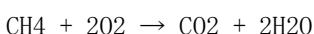
#### 【クリーンガス相当量をCO<sub>2</sub>削減相当量に換算して表現する場合】

- 1,000MJのクリーンガス相当量を充当するケース

クリーンガス証書の充当による当社の○○年度のCO<sub>2</sub>削減相当量は、49.3kg-CO<sub>2</sub>です。

換算係数：49.3g-CO<sub>2</sub>/MJ

(換算係数の算出)



メタン総発熱量：39,840kJ/Nm<sup>3</sup> ※JIS K 2301(2022)を引用

$$49.3\text{g-CO}_2/\text{MJ} \approx 1,964.2\text{g-CO}_2/\text{Nm}^3 / 39,840\text{kJ/Nm}^3 \times 1,000\text{kJ/MJ}$$

### 4 クリーンガス証書マークについて

クリーンガス証書マークは、クリーンガス製造設備認定書、クリーンガス証書相当量認証証明書、クリーンガス証書への使用をはじめ、クリーンガス証書に基づく主張、ならびにクリーンガス製造設備に関する紹介、およびクリーンガス証書制度の紹介などに使用することができる。例えばクリーンガス証書を保有する企業等は、製品の製造、事務所等の業務活動、行事の開催等で使用されるクリーンガス以外の都市ガス等について、クリーンガス証書に記載されたクリーンガス相当量を充当し、クリーンガスを使用したと対外的に示すことができる（環境報告書等への記載をはじめとする顧客、一般消費者に対する情報提供等を含む）。その際、当該ガスがクリーンガス相当量の認証を受けていることを説明するため、クリーンガス証書マークを使用することができる。

クリーンガス証書を保有していることに関する表現と合わせてクリーンガス証書マークを使用する場合については、「2. クリーンガスに関する表現」に準じた範囲で認めるものとする。その際には、その証書を発行し

た認証機関も明示しなければならない。

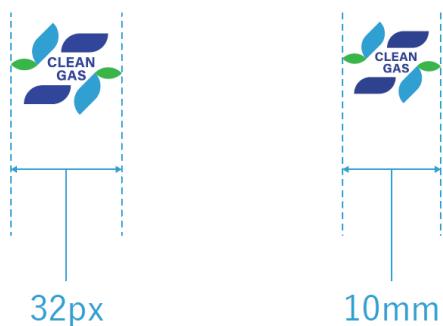
クリーンガス証書マークが製品等に添付されている場合は、その製品等の製造にあたってクリーンガス証書が有する環境価値を利用したものとみなされる。

その場合、その証書を発行した認証機関は、関係する法令、認証スキーム文書、表現基準、当該認証機関と申請組織やマーク使用者との契約等に照らし、当該事業者のクリーンガス証書マークの適正な使用を確保する義務を負う。

クリーンガス製造設備において、認証スキーム文書の要件を満たせない事態が発生した場合には、申請組織は認証機関にその旨を届け出るとともに、その事態が解消されたと認証機関によって判断されるまで、要件を満たせなくなったクリーンガス製造設備においてクリーンガス証書に関連した表現等を行ってはならないとともに、クリーンガス証書マークを使用してはならない。

本基準に適合しない証書マークの使用は、「無許可」とみなされ、無許可で証書マークを使用する当事者に対して、スキームオーナーは是正と本基準への準拠を求め、法的措置をとる権利を留保する。

クリーンガス証書マークを使用する際は「5. 証書マーク・スタイルガイド」を遵守しなければならない。なお、クリーンガス証書マークの最小使用サイズは、縦横 32px (10mm) とする。



## 5 クリーンガス証書マーク・スタイルガイド



## マークコンセプト

環境に優しいイメージをデザインに落とし込みました。

デザインを構成する各パーツは以下の意味合いを持ちます。

安心・安全なガスの炎

CLEAN GAS LIGHT BLUE  
#30A0D2  
R42 G160 B210  
C70% M20% Y0% K0%  
DIC 2589

環境に優しい樹木の葉

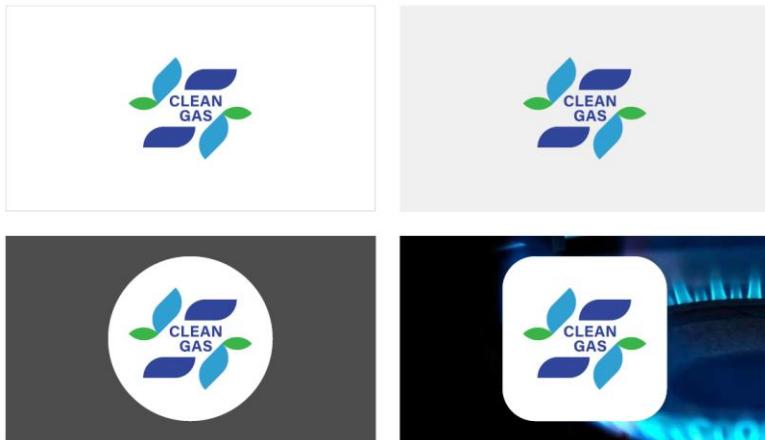
CLEAN GAS GREEN  
#39B94A  
R57 G181 B74  
C70% M0% Y100% K0%  
DIC 172

クリーンガスで実現する未来環境

CLEAN GAS BLUE  
#31459A  
R49 G69 B154  
C90% M80% Y0% K0%  
DIC 255

またデザインに文字（CLEAN GAS）を組みことにより、  
ガス以外のクリーンエネルギーとの明確な差別化を図りました。

### 【背景に合わせた表示例】

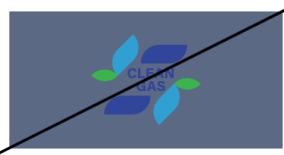


### 【アイソレーションエリア】



「証書マーク」を最適に表示するために、  
アイソレーションエリアが定義されています。  
「証書マーク」を表示する際は、このアイソレーションエリアに  
他の要素が干渉しないように表示してください。

## 【不適切な使用の例】



明度の低い背景に、白マドなしで表示しないでください。



影をつけないでください。



規定以外の色で表示しないでください。



回転・変形をしないでください。



輪郭を強調しないでください。



規定以外の組み合わせで配色をしないでください。

「証書マーク」を表示する上で誤りがちな使用例を示しました。認知向上を図るために、ルールに沿って表示していくことが重要です。

以 上

## 附 則 (2026 年 1 月 31 日制定)

- この基準は、2027年4月1日より施行する。